# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 10 | 市営住宅（公営住宅）の管理に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、市営住宅（公営住宅）の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

山口県光市長

## 公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 市営住宅（公営住宅）の管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づき、市営住宅等を整備し、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。光市における市営住宅等の適正かつ効率的な管理・運営のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）において定めるとおり、公営住宅法及び住宅地区改良法に関する以下の事務で特定個人情報を取り扱う。<br>①入居申込みに関する事務<br>②家賃等の決定及び徴収に関する事務<br>③家賃等の減免に関する事務<br>④入居者の収入状況の報告に関する事務<br>⑤住宅の明渡しの請求、住宅のあっせんに関する事務 |
| ③システムの名称 | 1　市営住宅管理システム<br>2　既存住民記録システム<br>3　団体内統合利用番号連携サーバー<br>4　中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 1　市営住宅（公営住宅）入居者ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項及び別表（27項、52項） |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1）実施する<br>2）実施しない<br>3）未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>なし（公営住宅及び改良住宅管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に公営住宅法又は住宅地区改良法に関する事務が含まれる項（53、76の項） | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 建設部建築住宅課 |
| ②所属長の役職名 | 建築住宅課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| なし |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 建設部建築住宅課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1566 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月31日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月31日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

## Ⅳ　リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
|---|---|
| [　基礎項目評価書　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | |

| | | |
|---|---|---|
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ○ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ○ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ○ ]接続しない（入手）** | **[ ○ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 人手を介在させる作業** | | **[ ]人手を介在させる作業はない** |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・書類を郵送等する際は、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。<br>いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | [　　] 自己点検　　[ ○ ] 内部監査　　[　　] 外部監査 | |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | | **[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する** |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。<br>いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年4月20日 | Ⅰ－5－② | 建築住宅課長　大冨　哲也 | 建築住宅課長　国広　公平 | 事後 | 平成28年4月1日付人事異動 |
| 平成29年9月6日 | Ⅰ－7 | 総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号<br>0833-72-1400 | 総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号<br>0833-72-1401 | 事後 | 平成29年4月1日付変更 |
| 平成29年9月6日 | Ⅰ－8 | 建設部建築住宅課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1400 | 建設部建築住宅課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1566 | 事後 | 平成29年4月1日付変更 |
| 平成30年6月11日 | Ⅰ－5－② | 建築住宅課長　国広　公平 | 建築住宅課長　沖本　俊幸 | 事後 | 平成30年4月1日付人事異動 |
| 令和1年6月28日 | Ⅰ－5－② | 建築住宅課長　沖本　俊幸 | 建築住宅課長 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳ | ― | 新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載 | 事後 | 様式変更 |
| 令和2年6月10日 | Ⅱ－1 | 平成27年2月28日時点 | 令和2年4月30日時点 | 事後 | 保護評価の再実施 |
| 令和2年6月10日 | Ⅱ－2 | 平成27年2月28日時点 | 令和2年4月30日時点 | 事後 | 保護評価の再実施 |
| 令和4年7月22日 | Ⅰ－4－② | ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年3月25日 | Ⅰ－3 | ・番号法第9条（利用範囲）及び別表第一（19項、35項） | ・番号法第9条第1項及び別表（27項、52項） | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年3月25日 | Ⅰ－4－② | ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>なし（公営住宅及び改良住宅管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に公営住宅法又は住宅地区改良法に関する事務が含まれる項（31、54の項） | ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）<br>なし（公営住宅及び改良住宅管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない）<br><br>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）<br>　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に公営住宅法又は住宅地区改良法に関する事務が含まれる項（53、76の項） | 事後 | 番号法の改正 |
| 令和7年3月25日 | Ⅳ－8 | ― | （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）<br>十分である<br><br>（判断の根拠）<br>・書類を郵送等する際は、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。<br>いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | 様式変更 |
| 令和7年3月25日 | Ⅳ－11 | ― | （最も優先度が高いと考えられる対策）<br>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br><br>（当該対策は十分か）<br>十分である<br><br>（判断の根拠）<br>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。<br>・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。<br>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。<br>いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | 様式変更 |
| 令和8年3月23日 | Ⅱ－1 | 令和2年4月30日時点 | 令和8年1月31日時点 | 事後 | 保護評価の再実施のため |
| 令和8年3月23日 | Ⅱ－2 | 令和2年4月30日時点 | 令和8年1月31日時点 | 事後 | 保護評価の再実施のため |